

Japanese Canadians Redress Movement:
A Review of Negotiations between the National Association of
Japanese Canadians (NAJC) and the Government of Canada
(日系カナダ人によるリドレス運動：
全カナダ日系人協会 [NAJC] と
カナダ政府との交渉過程分析)

Yuukichi Niwayama*

SUMMARY: This paper aims to examine the redress movement achieved by Japanese Canadians by focusing on the process of negotiations between the NAJC and the government of Canada.

The campaign for redress can be divided into three phases. The first phase in early 1985 was characterized by a refusal on the part of the Canadian government to recognize the importance of the issue or to enter into negotiations. The second phase ran from 1985 to 1988. During the period the NAJC and Canadian Government conducted negotiations but repeatedly failed to come to an agreement. This impasse in negotiations was finally broken by events in the U.S. In August of 1988, President Ronald Reagan acknowledged and apologized for the internment of Japanese Americans during the war. Part of the compensation agreed to by the American government included a payment of US\$20,000 for each individual who was interned. The Canadian Government could hardly be seen to be doing less for its citizens. Thus was launched the third and final phase: the Conservative Government of Brian Mulroney moved to settle with the NAJC, including individual compensation.

Final agreement was reached in September 1988. It provided for an official apology for the wrongs suffered during the war by Japanese Canadians and provided CAN\$21,000 for each internee as well as a general fund to assist the Japanese Canadian community. By examining each phase we can see how Japanese Canadians reached the redress settlement.

* 庭山 雄吉 Research Student, Graduate School of Arts and Sciences, Department of Area Studies, The University of Tokyo, Tokyo, Japan.

1. はじめに

第二次世界大戦中、敵性外国人(enemy alien)とみなされた日系カナダ人は、戦時措置法(War Measures Act)¹の効力により、カナダ西海岸に居住する22,000人²が強制移住³の対象となり、抑留キャンプ(internment camp)⁴での生活を余儀なくされた。強制移住終了後、日系カナダ人は、カナダ政府による日系カナダ人拡散政策により、カナダ東部への拡散を余儀なくされながらも復帰を目指した。若い二世達は1947年に、全カナダ日系市民協会(NJCCA)⁵(以下、NJCCAとする)を結成し、カナダ政府に対し強制移住についての補償要求を開始した。1950年に直接交渉を伴わないカナダ政府主導による解決により一応の終止符を打ったのだが、それは経済的損失のみの補償であり、補償金額は適正ではなかった。

1977年に開催された「日系カナダ人移住100年祭」を契機に1970年代後半から、カナダ政府が犯した強制移住についての公式謝罪と補償を求める新たな運動が開始された。この運動は、単に金銭的補償を求めるということではなく、名譽回復を含む精神的補償をも請求するものであり、リドレス運動(Redress Movement)と呼ばれている。この運動は究極的には、カナダ全土に分散させられた日系カナダ人をひとつにまとめ、日系カナダ人のアイデンティティの回復を目指した運動であった。なお、全カナダ日系人協会(NAJC)⁶(以下、NAJCとする)を中心に開始されたこの運動がより具体化されるのは、進歩保守党(Progressive Conservatives)政権が誕生した1984年11月より、カナダ政府との直接交渉の段階へと移行してからである。

カナダでのリドレス運動が有利に展開したのは、隣国アメリカ合衆国での同様の運動が成功裡に終わったことと無関係ではない。すなわち、日系アメリカ人は、日系アメリカ人市民連盟(JACL)⁷を中心にアメリカ合衆国政府に対してリドレス達成に向けての活動を展開し、1988年8月に、個人補償を含めた解決を手にしたのであった。この結果を受けて、ブライアン・マルルーニ(Brian Mulroney)首相⁸は、急遽、個人補償を含めた交渉をNAJC側と開始し、1988年9月に決着を迎えたのである。日系カナダ人そしてカナダ政府双方とも、アメリカ合衆国でのリドレス運動の動向を注視してきた。その一方で、日系カナダ人はアメリカ合衆国でのリドレス運動から影響を受けつつも独自の運動を展開し、カナダ国民からの支持を求めるため、リドレスがカナダ人の問題であることを強調した。このことに賛同を示した多くのカナダ国民やエスニック・グループをはじめとする団体は、日系カナダ人の主張を支持し、リドレスを解

決へと導く一要因となったのである。

カナダへ移住した日系人および日系カナダ人を対象とした研究については、移住初期段階から第二次世界大戦の強制移住期、そして強制移住終了後の再定住に焦点をあてた研究が数多くなされてきた。⁹ それらの研究においては、排斥や差別を受けた日系人、日系カナダ人という視座に立つ研究が多く見受けられる。1988年のリドレス解決を契機に、リドレス運動に関する論文が発表されたが、その数は現在においても少ない。¹⁰ リドレス運動は、カナダ人として日系カナダ人がカナダ政府を相手に展開した運動であり、この運動を分析することにより、カナダ人としての日系カナダ人のアイデンティティを理解することにつながる。

本論文においては、1977年から開始されたリドレス運動において、カナダ政府との直接交渉が開始された1985年1月から1988年9月のリドレス解決に至るまでの期間に焦点をあてる。NAJCとカナダ政府との交渉過程を三段階に分類し、それぞれの段階でのNAJCの動向を明確に特徴づけ、分析し、どのような過程を経て日系カナダ人が独自のリドレス運動を展開し、1988年のリドレスの解決に至ったかを明らかにするものである。

2. NAJC の要求

1950年の補償解決は、日系カナダ人にとって全く期待外れの結果であり、崇高な理想を掲げ活動を続けてきた彼等を落胆させた。その後、1977年に、カナダへの移住100周年を記念する「日系カナダ人移住100年祭」がブリティッシュ・コロンビア州バンクーバーにて開催され、カナダ全土に居住する各地域の日系カナダ人が参加した。この記念祭は単なる祭典ではなく、日系カナダ人が未だ達成していないもの、つまり強制移住についてカナダ政府からの公式謝罪と公正な補償を再度求めていこうとする日系カナダ人の意志表明の場であった。そして、この頃から単なる補償や賠償を要求することの他に、カナダ政府が過去に犯した不正義を認知させることを要求する意味でリドレス(redress)という言葉が掲げられ、1988年にカナダ政府との合意に至るまでの日系カナダ人社会を一つに結ぶ合言葉となっていました。

先に述べたように、NJCCAはNAJCへと改名され、二世のゴードン・カドタ (Gordon Kadota) が初代会長として任命された。NAJCがカナダ政府と交渉を開始するに際し、内部分裂の危機が生じた。すなわち、カナダ政府への補償要求に対して、日系コミュニティに対する全体補償の他

Japanese Canadians Redress Movement

に、強制移住を体験した生存者に対する個人補償の要求を含めるか否かで、NAJCの支部において、リドレス運動を積極的に推進するトロント支部とジョージ・イマイ (George Imai)¹¹を代表とする全国リドレス委員会 (National Redress Committee) (以下、NRCとする)との激しい対立が生じたのである。NAJCトロント支部の基本的立場は、カナダ政府が犯した強制移住は、基本的人権の蹂躪に他ならず、この不正義に対して、犠牲となつた日系カナダ人個人に対して補償請求することは当然の権利であるという考えであった。一方、NRCは、日系カナダ人が被つた屈辱的経験は、決して金銭で償えるものではないとして、全体補償のみをカナダ政府に要求することが基本方針であった。両者の対立は、単なる政策上の対立ではなく、日系カナダ人の世代間の対立をも含んでいた。イマイ率いるNRCは、一世からの支持を受けていた。一世は沈黙の世代と言われるように、移住初期においては、市民権が与えられない法的差別を受け、第二次世界大戦中には強制移住に翻弄され、仕方がないと割りきり、抵抗を示さない世代であった。三世のマリカ・オマツ (Maryka Omatsu)¹²は、次のように一世をみている。

大多数の一世は、伝統を重んじる人々で、天皇であろうと、領事であろうと、あるいは、マッケンジー・キング (Mackenzie King) 政権であっても、権威に対しては尊敬の念を持っていました。面目がつぶれるまで押し込まれない限りは、一世は仕方がないという儒教的宿命論を背負って、カナダにおいて二級という状態を受け入れていたのである。¹³

一方、個人補償を絶対条件とするNAJCトロント支部では、マリカ・オマツをはじめとする活動家が集い、多くの二世および三世からの支持を受けていた。NAJCは、この行き詰った状況を開拓すべく、1984年にマニトバ州ウィニペグのアーサー・ミキ (Arthur Miki)¹⁴を会長に選出した。ミキ会長は、単独行動をとるイマイに対してNRCを解散することを要求した。会議によりNRCの解散が決定され、¹⁵ NAJCは個人補償を含む要求案を一本化するに至った。¹⁶

同年11月に、NAJCは、26ページから成る*Democracy Betrayed: The Case for Redress*という意見書を発刊し、カナダ政府に対してリドレスを要求する日系カナダ人の基本姿勢を示した。カナダ政府の立場からすれば、第二次世界大戦および大戦後の日系カナダ人の強制移住は、カナダの安全確保のためという理由で履行された国家政策であった。しかし、この

意見書は、政府文書を精査することにより、第二次世界大戦および大戦後の日系カナダ人に対する処遇が人種差別と政治的便宜主義に基づくものであったことを明確にした。言いかえれば、日系カナダ人は、カナダの安全を脅かす存在ではなかったのである。¹⁷この意見書においては、具体的な補償提案や補償についての金額要求は一切記載されていなく、政府が犯した不正義を正すことを強く要請しただけであった。そして、カナダ政府に向けて不正義に対する日系カナダ人への補償責任があることを認めさせるとともに、公正で名誉ある解決へ向かう交渉に入るための約束を要求した。¹⁸この意見書は、いわば、NAJCがカナダ政府と交渉を開始する際の宣誓書ともいえる性格を有したものだった。

3. 1984年時点でのカナダ政府の対応

ピエール・トルユドー(Pierre Trudeau)¹⁹率いる自由党(Liberals)政権のもとでの多文化主義担当大臣デーヴィッド・コルネット(David Collenette)は、1984年にNAJCに対し賠償案を提示した。コルネットは、日系カナダ人に対し遺憾の意を表明するのみで、個人補償はおろか、日系カナダ人コミュニティに直接かかる補償を提案することはなく、「人種的正義のためのカナダ基金」("Canadian Foundation for Racial Justice")として500万ドルの助成金を提供するのみであった。補償を助成金という名に替えただけで、カナダ政府が補償の意思のないことをあからさまに示したこの提案をNAJCは拒絶した。

1984年3月にカナダ社会における可視的少数民族の参加に関する特別委員会(The Special Committee on Participation of Visible Minorities in Canadian Society)が*Equality Now!*を発行し、同じ年に、カナダ政府は、*Equality Now!*にて取り上げられた合計80の提案²⁰に対して回答する*Response of the Government of Canada to Equality Now!*を発行した。この冊子の発行にあたっては、当時の多文化主義担当大臣コルネットの指導のもとで発行されたと思われる。この冊子においては、日系カナダ人に関連する提案33の回答について、次のように記載されている。

提案33

カナダ議会は、第二次世界大戦および大戦後にカナダにおける日系人に対する不当な扱いを公式に認めるべきである。そして、カナダ政府は、不正を正す(redress)ための交渉に着手すべきである。

回答

カナダ政府は、

i) 少数派のコミュニティに属するカナダ人が過去のカナダの歴史において、差別と不寛容の犠牲になったことを遺憾に思う。

ii) 第二次世界大戦およびその直後に、日系カナダ人コミュニティの大多数、とりわけ、一世が被った損失と辛苦に関して遺憾の意を示す。

iii) 1982年カナダ憲法法 (Constitution Act, 1982) における権利および自由に関する憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms) が、少数派コミュニティに属する人々に、不当な処遇の再発に対する擁護を与えることを誇りとする。²¹

提案33に対する回答では、日系カナダ人の処遇については、遺憾 (regret) という表現に留めている。また、交渉に着手すべきであるという提案に対しては、何の言及もしておらず、1984年の時点では提案を無視している。

1984年時点での、自由党政権下のカナダ政府は、日系カナダ人に対し公式謝罪および補償をする意向はなく、日系カナダ人と交渉をすることに関しては極めて消極的であったことが分かる。

4. カナダ政府との交渉過程

4-1 初期

リドレス問題に消極的であったカナダ政府が転換を迎えたのは、自由党的トルユドー政権から進歩保守党的マルルーニ政権へと移行した1984年11月からである。この年には、日系カナダ人にとって有利な環境がもたらされた。当時、総選挙を控えていたカナダでは各党が選挙アピールにしのぎを削っていた。進歩保守党的マルルーニは、選挙キャンペーンにて、もし選挙に勝利したら、日系カナダ人への補償を確約すると明言していた。²² 自由党的トルユドーのもとでは、日系カナダ人のリドレスは期待されていなかった。なぜならば、トルユドーは、日系カナダ人に対するリドレスには否定的であったからである。トルユドーは、リ

ドレス問題に理解を示すマルルーニに対して次のように牽制している。

カナダ中に過去の不正を抱えている数多くの地域において、圧力団体からの声が山積みになるだろう。過去を正すことが政府の目的ではない。過去を書き換えることはできないのだから。我々の今の時点において、公正であることが我々の目的なのである。²³

マルルーニは1984年の選挙戦に勝利し、トルユドーに代わり首相の座に就き、進歩保守党政権が誕生した。NAJCは、マルルーニ率いる進歩保守党政権に期待を寄せた。

NAJCは、既に1984年1月にマニトバ州ウィニペグにて開催されたNAJC評議会（NAJC Council）にて、カナダ政府に対して公式謝罪と補償を要求することを満場一致で可決していた。その後、6月に開催されたNAJC評議会においては、カナダ政府に提出するリドレス草案が批准されていた。²⁴ 11月には、進歩保守党政権が誕生した。NAJCが新政権に提出したリドレス要求案に対し、進歩保守党はNAJCとの会合を持つことなく即座にリドレスにかんする議案を議会にてはかりたいと伝えた。そして、法案は、前政権である自由党が示した「市民的権利の基金」（“civil rights fund”）に基づいた基金をモデルにすることを伝えた。²⁵ それに対して、NAJCは、進歩保守党を強く非難し、交渉を行うことを要請したのである。カナダ政府は1984年12月15日にリドレス問題の交渉に応じる旨の声明を通知した。²⁶ そして、NAJCが切望してきたカナダ政府との初の直接交渉は、1985年1月4日になって遂に実現したのである。カナダ政府での交渉の窓口は多文化主義省であり、多文化主義担当大臣はジャック・マータ（Jack Murta）であった。意気揚々と交渉の場につくNAJCとは対照的に、カナダ政府側は、日系カナダ人コミュニティへの600万ドルの補償提案を提示し、NAJCが早期にこの提案を受諾することを希望した。さらに、カナダ政府は、この会合を交渉会議ではなく単なる相談であるとみなしていた。1月4日の初交渉の席上において、カナダ政府は、話し合いによる解決の期限を1月29日と通告した。この通告の期限は、NAJCにとって回答をだすにはあまりにも短い期限であり、NAJCは当惑した。²⁷

2回目の交渉は、1月12日に開催された。そこでは、NAJCからの回答の期限を1月29日から2月20日まで引き延ばされた。しかしながら、カナダ政府はNAJCが承諾に応じなければ、カナダ政府が一方的に補償問題を進めるか、あるいはこの問題を永久に延期することを伝えた。²⁸

Japanese Canadians Redress Movement

NAJCは、書簡で一方的に強要された期限を拒絶することを伝えた。ロイ・ミキ (Roy Miki) は、マルルーニ首相は1984年5月に、進歩保守党が誕生した際には、日系カナダ人への補償を確約するとしていたにもかかわらず、裏返しの対応は善意に欠け、日系カナダ人コミュニティとすべてのカナダ国民を軽蔑していると痛烈に非難した。²⁹ マータはリドレス問題の解決について、カナダ政府は、かつて「補償」("compensation")という言葉を使ったが、日系カナダ人に対する実質的な補償は考えていないということを明らかにした。³⁰

NAJCは、基本構想として、カナダ政府が公式謝罪することを確約させることを第一目標とし、その後で、補償についての交渉を行うという二段階交渉戦略を練っていた。よって、交渉の初段階においては、公式謝罪を求めていくことが何よりも最優先されたのであった。しかし、この構想では、公式謝罪を得られた時点で、補償についての交渉は、後回しにされてしまうのではないかという懸念が浮上してきた。NAJCの代表団は、1985年5月に、ウェブサイトにてマータと会い、不正義に対する認知と補償は一括案として扱わなければならぬとするNAJCの立場を伝えた。³¹

このように、交渉の初期段階では、NAJCの期待とは裏腹に、カナダ政府による一方的な提案が出され、硬直した状況が生じた。NAJCは、公式謝罪と補償との一括案を求める立場を明確にし、従来の二段階交渉戦略から一括要求戦略へと方針転換を図った。しかしながら、カナダ政府との交渉の初期段階においては、カナダ政府からの一方的な圧力に対して交渉を途切れさせすことなく継続されることで精一杯であったのである。

4-2 展開期

硬直した状況を打破するため、NAJCは1985年11月開催の評議会にて、従来の交渉団 (The Negotiation Team) を廃止し、NAJC戦略委員会 (NAJC Strategy Committee) を設置することが決定した。アーサー・ミキが委員長に任命され、マリカ・オマツ、ロジャー・オバタ (Roger Obata)、ロイ・ミキを含む各地域からの代表9名が委員として選出された。³²

カナダ政府においては、1985年8月にジャック・マータの後を引き継ぎ、オットー・ジェリネク (Otto Jelinek)³³が多文化主義担当大臣に任命され、日系カナダ人のリドレス問題を担当することになった。ジェリネクは、1962年の冬季オリンピックのスケート選手で、保健およびアマチュア・スポーツ関連と多文化関連を兼任する大臣であった。NAJC会長ミキは、1985年9月15日に、非公式にジェリネクと会見したが、ジェリネクは前任者であるマータと話し合いをしたいと言い、ジェリネク自

身がリドレスに対してどのような考え方を持っているのかということについては話さなかった。³⁴ ジェリネクは基本的には、前任のマータ同様の手法を踏襲した。ジェリネクは一世との接触を通じて、一世は謝罪を求めてはいるが、個人補償は要求していないと解釈していた。リドレス活動家であるカassandra・コバヤシ (Cassandra Kobayashi) は、エスニック・コミュニティを強化することが仕事である多文化主義担当大臣のジェリネクが強制移住体験者のみに耳を傾けることにより、日系カナダ人の世代を引き裂こうとしていることを非難した。³⁵ 1985年11月、カナダ多文化評議会 (Canadian Multicultural Council) は、日系カナダ人への補償に反対の意向を示した。同評議会は、40年以上前に起きた物質的損失を現在の金銭的価値に代えることは、その不正が行われた当時に生まれてもいなかつた多くの納税者に不可能な重荷を負わせることになると述べた。同評議会の責任者でもあるジェリネクも、この立場を支持していた。また、同評議会の一員であるブリティッシュ・コロンビア州リッチモンド (Richmond) 選出のジム・コジマ (Jim Kojima) は、自分はカナダ人として同評議会に参加しているのであり、日系カナダ人としてではないと述べている。これに対してNAJCは、多文化主義担当大臣から直接指名を受けた同評議会の委員は、少数民族の公式代表ではないとして非難した。³⁶

NAJC会長ミキは、カナダ政府より申し出された公式謝罪と補償ではなく教育基金にあたる600万ドルを拒絶した。³⁷ 両者の歩み寄りは進展がないまま、時は経過していった。1986年1月27日に、ようやくジェリネクとミキは以下の4項目について合意に至った。

- ・日本人を祖先に持つカナダ人に対して不正義を犯したことを認めること。
- ・強制移住体験者およびその家族に対して謝罪すること。
- ・国外追放された人々に対してカナダ市民権を回復すること。
- ・戦時規則に違反を犯した人々に対して恩赦を与えること。³⁸

これらの4項目において非常に重要な点は、直接交渉から1年が経過して、ついに多文化主義担当大臣が過去の不正義を認めたことと、強制移住体験者に対し謝罪を示すということを明らかにしたことである。しかし、ジェリネクはその後の声明の中で、日系カナダ人の謝罪については、ユダヤ系、ウクライナ系、中国系などに対する謝罪を含む一般的なものとして行われることになると意見を述べた。³⁹

Japanese Canadians Redress Movement

NAJCが強く要望した個人補償については、この段階では合意に至らなかった。その理由としてカナダ政府が拒否し続けてきたこと以外に、NAJCが客観的事実に基づく補償要求額をカナダ政府に示すことができなかっただことがあげられる。NAJCが調査を依頼したプライス・ウォーターハウス(Price Waterhouse)会計事務所による強制移住期の日系カナダ人の財産に関する損失調査結果は、1986年5月によく公表された。1985年1月からカナダ政府との直接交渉が開始されてから、すでに1年5ヶ月も経過してからの公表である。補償見積金額として4億3,300万ドルという金額が打ち出された。その内訳として、所得の損失の総額として3億3,300万ドルが算出され、フレイザー・ヴァレー地域の農場をはじめ、住宅、漁船、ビジネス、その他の個人資産等を含む財産の損失として、1億1,000万ドルが打ち出された。NAJCは、この調査研究が精神的苦痛(pain and suffering)、すなわち、敵性外国人という汚名を着せられたこと、強制移住による精神的な痛手、家族の離散、過酷な生活を強いられたことを含んでいない点を強調した。さらに、権利の侵害、不当な財産処分、コミュニティの破壊、カナダからの追放、日系カナダ人に強制移住の費用を負担させようとするカナダ政府の恥すべき政策に関する金銭的評価額も含まれていないことを強調した。⁴⁰

これを受けたジェリネクは、この金額はカナダ政府の補償についての決定に何ら影響を及ぼさないと発言した。また、ジェリネクは、プライス・ウォーターハウス会計事務所が示した額に近い金額でカナダ政府が補償に同意することはまず有り得ないと主張した。⁴¹ その後の交渉の展開は鈍り、1986年5月28日の『トロント・スター』(The Toronto Star)紙には、両者の交渉は袋小路(impassé)に到達したという記事が掲載された。⁴²

NAJCとカナダ政府との交渉において転機が訪れたのは、1986年7月のことであった。ジェリネクに代わりデービッド・クロンビー(David Crombie)が多文化主義担当大臣に就任したのである。クロンビーは、前トロント市長の経験を持つ人物であった。「トロント市長任命の地域と人種関連委員会」("Toronto Mayor's Committee on Community and Race Relations")の一員であるアローク・ムカジー(Alok Mukherjee)は、クロンビーは適任だと話している。⁴³ NAJC会長ミキは、前任者であるジェリネクよりも大いに話し合いの余地があると、クロンビーに対して期待を寄せた。⁴⁴ クロンビーは、NAJCのリドレス活動家以外にも、元大蔵次官であったトム・ショーヤマ(Tom Shoyama)、*Obasan*の著者ジョイ・コガワ(Joy Kogawa)、*The Enemy That Never Was*の著者ケン・アダチ(Ken Adachi)と会談し、広く日系カナダ人から意見を取り入れた。⁴⁵

NAJCは、プライス・ウォーターハウス会計事務所が調査した結果報告に基づき、より公正で客觀性があり説得力のある金額を示した。NAJCは、14,000人の生存者各個人に対し25,000ドル、コミュニティに対し5,000万ドル、合計4億ドルを要求したのである。一方、カナダ政府は1,200万ドルのコミュニティ基金を申し出たが個人補償については明らかな拒絶を示した。⁴⁶ その後、ミキは個人補償の25,000ドルに対して柔軟な対応をとることを表明し、クロンビーに対しても柔軟な姿勢をとることを希望した。⁴⁷ しかしながら、カナダ政府の一貫した姿勢は変わらなかつた。クロンビーは個人補償を拒絶し続けたのである。一方、アメリカ合衆国議会では60,000人の生存者に対する公式謝罪と個人へ20,000ドルの支払いを要求する公聴会が開始された。⁴⁸ NAJCが交渉にあたった歴代の大蔵のなかで、最も期待される相手とされたクロンビーは、日系コミュニティに対する補償額をジェリネクが最終的に示した1,000万ドルから1,200万ドルへと引き上げたが、任期を終了するまで個人補償には応じないというカナダ政府の一貫した方針を変えるには至らなかつた。

ミキは1987年7月12日のクロンビーとの交渉の後、交渉は決裂寸前だと話した。⁴⁹ 1987年夏から初秋にかけて、クロンビーへの交渉依頼についての度重なる試みは、7月初旬の交渉を最後に途切れたままになつた。クロンビーは、まだ、NAJCとの交渉内容を首相執務室（the Prime Minister's Office）に提出していないので、首相執務室は、NAJCの要求に対して答えることができないのである⁵⁰ という停滞した状況にNAJCは焦りの色を濃くしていった。NAJCの精神的支柱とも言えるロジャー・オバタは、当時の状況を次のように語つた。我々は4年間さまざまな形で政府との交渉を費やし、我々の主張をくり返し唱え続けてきた。しかし、今となって、運動が行き詰まりに至っていることを認めざるを得ない。⁵¹

カナダ政府は個人補償をめぐる問題については、極めて慎重であった。クロンビーは、個人補償については個人レヴェルにおいて同じように差別待遇を受けたイタリア系、ドイツ系、良心的兵役拒否者についても対処しなければならない⁵² と語つた。つまり、カナダ政府は個人補償の対象者の拡大を恐れていたのである。その一方で、ミキ会長がアルバータ州エドモントン(Edmonton)で、クロンビーと会談をした時、クロンビーはアメリカ合衆国の動向はカナダ政府には影響を与えないと発言しつつも、法案がアメリカ合衆国上院議会で可決されるとすれば、カナダ政府は再考するかもしれない⁵³ と語つた。

アメリカ合衆国でのリドレス運動において、JACLは、日本政府へ派遣団を送り、日本政府からアメリカ合衆国政府に対してリドレス解決に向

Japanese Canadians Redress Movement

けての働きかけを依頼した。リドレス達成のため、日本政府に働きかけるという手法は、JACLからNAJCへ助言されたが、NAJCの全国評議会(National Council)は、逆効果になると考えた。もし、日本政府をリドレス運動に引き入れるとすれば、カナダ国民はリドレスをカナダ市民権とカナダの正義にかかわるカナダ人の問題としてはみなさないだろうことを憂慮したのである。⁵⁴ このことは、カナダでの場合は正しい選択となつた。もし、NAJCが日本政府へ働きかけていたとしたら、エスニック・グループをはじめとする団体⁵⁵や、数多くのカナダ国民からの支持は得られなかつたと推測できる。つまり、日系カナダ人が求めるリドレスが、経済大国である日本を味方につけることによって、カナダと日本との外交問題に発展してしまい、もはや、カナダの国内問題ではなくなることによって、カナダ国民からの関心や支持は期待できなかつたと思われる。

この展開期においては、NAJCが公正で客観的事実に基づく補償要求額を1986年の5月になるまで示すことができなかつたことが、少なからず交渉の停滞を導くことになつた。また、カナダ政府としては、1986年1月に、ようやく謝罪をするとの意向を示したもの、その内容は曖昧であり、また、個人補償に難色を示し続けたことが交渉の停滞の背景にある。一方、NAJCは、このリドレス運動を単なるマイノリティが抱える問題であると捉えることなく、カナダ人が抱えるカナダの問題であるということを鮮明にすることで、広くカナダ国民からの支持を求めようとしたのである。

4-3 飛躍期

NAJC会長のミキをはじめとするリドレス活動家は、低迷し続ける交渉の突破口を求めていた。このような状況において、マルルーニ政権下でクロンビーに代わり、4人目の多文化主義担当大臣となるグリー・ウィナー(Gerry Weiner)⁵⁶が1988年4月に就任した。ウィナーにとっては、歴代の大臣と違ってリドレス問題に真っ向から取り組まなければならぬ理由があった。その理由とは、アメリカ合衆国での日系アメリカ人によるリドレス運動の動向である。アメリカ合衆国では、連邦議会下院が1987年9月に、1987年市民自由法およびHR442法案を既に可決していたのである。この法案には、生存する強制移住対象者個人への補償と日系アメリカ人コミュニティ教育基金の提供が盛り込まれていた。アメリカ合衆国でのリドレスの最終決着までには、今後、上院にて同様の法案が可決され、大統領が法案に署名するのを待つのみであった。

1988年8月10日、アメリカ合衆国では、日系アメリカ人にとって歴史的となる日が訪れた。ロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 大統領は法案に署名し、日系アメリカ人によるリドレスはついに合意に達した。これを受けて、突如、カナダ政府が動き出した。急遽、NAJC会長ミキをはじめ幹部が8月25日にモントリオールに招集され、この場ではじめてカナダ政府が個人補償に合意することが明らかにされた。⁵⁷ NAJCが従来より求めていた個人補償額の25,000ドルはカナダ政府が提示した15,000ドルとは格段の差があった。そこで両者の妥協として20,000ドルで合意に達した。そのうえで、この金額に象徴的な1,000ドルを上乗せし、最終的には、21,000ドルで合意に達した。⁵⁸ 2日後の8月27日に執り行われた交渉は7時間にもおよび、リドレス合意案の起草に費やされた。そして、遂に日系カナダ人にとって歴史に残る記念すべき時が訪れた。翌月、9月22日、マルルーニ首相は議会にて公式に日系カナダ人をめぐる過去の不正義に対する謝罪をしたのである。

私は、ここにカナダ政府と全カナダ日系人協会との歴史的合意にかかる明確な同意を上程いたします。本日、私は、この格別な合意を公式化するために全カナダ日系人協会会长と同席する同協会の人達と会う予定です。

我々のほとんどは、過去に犯してしまったことを後悔することがあります。謝罪すればそれで充分という訳ではありませんが、謝罪が過去を清算する唯一の方法であることを我々は経験から学びました。ですから、我々は、最善を尽くして、良識に従い、未来を直視するのです。

私は本日、全議員に、日系カナダ人、彼等の家族、彼等の伝統に対する過去の不正義についての議会による公式かつ偽りのない謝罪と、あらゆる出生のカナダ人に対して、侵害が奨励されたり繰り返されたり決してしないという厳肅な公約と保障を提示することを表明します。⁵⁹

マルルーニ首相をリドレス合意の決断へと導いた要因は何だったのであろうか。その最も妥当な理由は、1988年11月に控えた総選挙に向けてのパフォーマンスだったと考えるのが適切であろう。マルルーニ率いる進歩保守党は、1984年の政権誕生以来、支持率を低下させ、1986年7月には自由党が進歩保守党に代わり高支持率を獲得した。その後も、進歩保守党の支持率は下降の一途をたどり、1987年1月には新民主党 (New

Democrats) にも支持率を抜かされた。⁶⁰ その後、進歩保守党は1987年10月より巻き返しをはかり、支持率第1位への復活を目指した。マルルーニは、1984年の選挙キャンペーンにおいて、日系カナダ人への補償問題については消極的な自由党のトルエドーとは対照的に、補償に応じることを断言していた。リドレス問題を多文化主義担当大臣に任せのではなく、マルルーニ自身がリーダーシップを発揮し取り組むべきだという声があがっていた。⁶¹ 故に、日系カナダ人によるリドレス運動を無視し、補償に応じないということにならうものなら、マルルーニ個人への不信はおろか、カナダ国民は進歩保守党への不支持を表明し、カナダ国民の進歩保守党への信頼がさらに落ちる可能性があると考えられた。なぜならば、日系カナダ人の背後にはリドレス運動を支持する他のエスニック・グループをはじめ、合計61団体が存在し、さらにその背後には、それらの団体を支持する多数のカナダ国民が存在していたからである。カナダにとって、とりわけ、マルルーニにとって絶妙なタイミングで、アメリカ合衆国において、1988年8月10日にリドレスが決着したのである。これを受け、マルルーニは、従来よりカナダ政府が難色を示してきた個人補償を含めた補償をNAJCと合意するに至った。結果的に、マルルーニは、日系カナダ人のみならず、日系カナダ人を支援した数多くの団体、ひいてはカナダ国民からの賞賛を得るに至り、マルルーニ自身の功績を一段と輝かせることになった。NAJCがリドレス運動の終盤において、飛躍的な決着を迎えることができたのは、このような政治的スキームが作用していたからなのである。

NAJCとの交渉の結果、最終的にカナダ政府が示した補償と合意に関する詳細については以下の通りである。

- ・個人補償として、21,000 ドル。
- ・日系カナダ人のコミュニティに対して、1,200万ドル。
- ・日系カナダ人のために、また、これらの不当な扱いを被った人々を記憶に留めるために、1,200万ドル。人種間の調和と異文化理解を促進し、人種差別主義の解消を助成するカナダ人種関係基金の創設のために、カナダ政府より1,200万ドル。
- ・1941年から1949年の期間に、カナダから追放(expel)された者および市民権を無効(revoke)にされた者には、申請に応じてカナダ市民権を与えることを認めること。⁶²

NAJCが見積もった個人補償受給者14,000人に対する個人補償額合計

は2億9,400万ドルとなる。これにコミュニティに対する補償額1,200万ドルをプラスすると、総額は3億600万ドルに達する。この金額は、1986年にプライス・ウォーターハウス社が調査した報告結果に基づきNAJCが要求した4億ドルと比較すると、要求額の7割6分を満たしたことになる。NAJCは、カナダ政府との直接交渉を開始してから約4年という年月を費やして日系カナダ人が求めてきたリドレスの決着に至った。

5. むすび

1977年の「日系カナダ人移住100年祭」を契機に創起された日系カナダ人によるリドレス運動において、1985年1月からの交渉開始から、NAJCは厳しい局面を迎えていた。NAJCは、公式謝罪を得た後に補償要求をするという二段階交渉戦略を、公式謝罪と補償をセットにした一括交渉戦略へと転換をはかり、その後、プライス・ウォーターハウス社からの補償見積額を待つ間、貴重な時間見過ごしてしまったことは否めない。約4年に及ぶ交渉は、初期、展開期、飛躍期を経て、1988年8月にようやく最終合意に達し、翌月、9月22日のマルルーニ首相による声明を受けて、リドレス運動は終着を迎えた。

リドレス達成の背景について、カナダ国内の状況を考えてみたい。マカベによれば、マルルーニは下降する人気に対して怯えており、さらに総選挙が近づいていることに神経質になっていた。⁶³ リドレスを解決することによって支持を回復しようとする目論みがあったのであろう。また、カナダ国外に目を向ければ、アメリカ合衆国において、1988年8月に日系アメリカ人によるリドレス運動が解決に至ったことの影響があげられる。しかしながら、日系カナダ人がリドレス運動をカナダの問題であるととらえ、多くのカナダ国民、そして、数々の団体からの支持を受け、解決に至ったということに日系カナダ人によるリドレス運動の独自性を見出すことができる。

人口わずか5万人程度のマイノリティである日系カナダ人は、カナダ政府から公式謝罪と全体補償のみならず個人補償を含めた補償を勝ち取った。外婚率が高く、日系カナダ人のアイデンティティが希薄化傾向になりつつある今日、日系カナダ人にとってリドレスの結果のみではなく、いかにしてリドレスを手にしたかという過程をも後世に伝えることが課題となるであろう。

Notes

- 1 第一次世界大戦中の1914年に成立。戦時措置法のもとでは、戦争、侵略、あるいは反乱の際に、内閣は必要あるいは望ましいと考えられる、あらゆる権限を与えられた。リドレス運動と並行して、NAJCは、戦時措置法の撤廃を求める運動を展開した。1988年7月に同法は廃棄となり、緊急事態法(Emergencies Act)が成立した。
- 2 22,000人のうち、77%に相当する17,000人は既に英領カナダ国籍を取得していた。
- 3 多くの研究者は、強制移動、強制収容という言葉を用いているが、3年にもおよぶ抑留生活は「移動」というよりも「移住」の方が適切と判断し、本論文においては「強制移住」という言葉を用いる。
- 4 抑留キャンプのほとんどは、カナディアンロッキー山脈内の隔離された地域にあり、温暖な西海岸とは比較にならないほど寒さの厳しい土地であった。
- 5 全カナダ日系市民協会(NJCCA, National Japanese Canadian Citizens's Association)は、1944年に設立された日系デモクラシー委員会(JCCD, Japanese Canadian Committee for Democracy)が拡大発展する形で1947年に設立された。
- 6 NAJC(National Association of Japanese Canadians)全カナダ日系人協会は、1980年に前身である全カナダ日系市民協会(NJCCA, National Japanese Canadian Citizens' Association)から改名した。本部はマニトバ州ウィニペグ。
- 7 JACL (Japanese American Citizens League) 日系アメリカ人市民連盟。1929年設立。
- 8 1939年、ケベック州生まれ。1984年から1993年までカナダ首相の座に就く。
- 9 飯野正子『日系カナダ人の歴史』(東京: 東京大学出版会、1997)、新保満『石をもて追わるごとく一日系カナダ人社会史ー』(東京: 御茶の水書房、1996)、同『カナダ移民排斥史—日本の漁業移民』(新装版) (東京: 未来社、1996)、吉田忠雄『カナダ日系移民の軌跡』(東京: 人間の科学社、1993)、W. Peter Ward, *The Japanese in Canada* (Ottawa: Canadian Historical Association, 1982)等を参照。
- 10 高村宏子「カナダにおける日系人補償の経過と背景」『カナダ研究年報』第10号(1990)、鹿毛達雄「補償問題の解決と日系カナダ人」『移住研究』No.27(1990)、堤稔子「Joy Kogawa著 Itsuka と日系カナダ人Redress運動」『桜美林英語英米文学研究』第35輯(1995)を参照。
- 11 トロント出身。高校教師の経験を持つ。個人補償を伴わない独自の路線を展開していた。
- 12 弁護士でリドレス運動の中心人物としてミキとともにカナダ政府との交渉に参加する。後に、カナダ初のアジア系女性判事としてオンタリオ州法廷裁判官に就任。
- 13 Maryka Omatsu, *Bittersweet Passage* (Toronto: Between The Lines, 1992), 57.
- 14 ミキは公立学校の校長の経験があり、地元、ウィニペグにてコミュニティ活動を展開していた。リドレスの解決後、1989年2月に、日系カナダ人社会への貢献が評価され、ウッズワース・ハウス・コミュニティ・リーダー賞(Woodsworth House Community Leadership Award)を受賞した。
- 15 Momoye Sugiman ed., *Japanese Canadian Redress: The Toronto Story* (n.p.: Webcom Ltd, 2000), 133.
- 16 その後も、イマイを中心とするメンバーは、一世とともに活動を再開したが、大多

- 数の日系カナダ人からの支持は得られなかった。
- 17 1940 年に、カナダ連邦警察、そしてカナダ陸軍とともに、日系カナダ人の強制移住については反対の意向を示していた。National Association of Japanese Canadians ed., *Democracy Betrayed: The Case for Redress* (Winnipeg: n.p., 1984), 13.
- 18 *Ibid.*, 24.
- 19 1919 年、ケベック州生まれ。1968 年から 1979 年までと 1980 年から 1984 年までの長期間に渡り、カナダ首相を務める。
- 20 合計 80 の提案は、I 社会的統合、II 雇用、III 公的政策、IV 司法、V メディア、VI 教育の 6 項目から構成されている。
- 21 Canada, State for Multiculturalism, *Response of the Government of Canada to Equality Now!* (Ottawa: Minister of Supply and Services Canada, 1984), 14.
- 22 *Globe and Mail*, 16 May 1984.
- 23 Roy Miki/Cassandra Kobayashi, *Justice in Our Time* (Vancouver: Talonbooks, 1991), 73.
- 24 National Association of Japanese Canadians, *The Case for Redress Information* (Winnipeg: n.p., 1984), 4-5.
- 25 JCCA Bulletin, 10 December 1984.
- 26 *Ibid.*, no. 2 (February 1985).
- 27 JCCA Bulletin, no. 2 (February 1985).
JCCA (Japanese Canadians Citizens Association) は、グレーター・バンクーバー地域を中心活動しており、NAJC の支部も兼ねている。
- 28 JCCA Bulletin, no. 2 (February 1985).
- 29 *Ibid.*, no. 5 (May 1985).
- 30 *Ibid.*
- 31 Miki/Kobayashi, 85.
- 32 NAJC Newsletter, no. 3 (January 1986).
- 33 『トロント・スター』紙においては、ジェリネクは多文化主義担当大臣としての記事よりも、保健及びアマチュア・スポーツ関連大臣としての記事の方が圧倒的に多く見受けられる。
- 34 NAJC Newsletter, no. 3 (January 1986).
- 35 JCCA Bulletin, no. 2 (February 1986).
- 36 NAJC Newsletter, no. 3 (January 1986).
- 37 Toronto Star, 2 December 1985.
- 38 *Ibid.*, 29 January 1986.
- 39 NAJC Newsletter, no. 4 (1986).
- 40 *Ibid.*
- 41 Toronto Star, 14 May 1986.
- 42 *Ibid.*, 28 May 1986.
- 43 *Ibid.*, 1 July 1986.
- 44 *Ibid.*, 6 October 1986.
- 45 Miki/Kobayashi, 103.
- 46 Toronto Star, 2 June 1987.

Japanese Canadians Redress Movement

47 *Ibid.*, 6 May 1987.

48 *Ibid.*, 21 May 1987. この記事では、アメリカ合衆国でのリドレス運動の状況とを比較することにより、いかにカナダでのリドレス運動が遅れをとっているかを間接的に示している。

49 *Ibid.*, 13 July 1987.

50 *A Minute of JCCA Redress Committee Meeting*, 27 September 1987.

51 *Nikkei Voice* 2, no. 2 (April 1988).

52 *The New Canadian*, 11 March 1988.

53 *A Minute of JCCA Redress Committee Meeting*, 15 November 1987.

54 Omatsu, 164.

55 全カナダ中国系協議会、カナダ合同教会等の団体が支持を表明した。

56 ユダヤ系カナダ人であり、個人的には、日系カナダ人が体験した苦境について理解を示していたと言われている。

57 Miki/Kobayashi, 135.

58 *Maclean's*, 3 October 1988, 11. 参考として 1988 年のレートでは、カナダドルはアメリカドル 1 ドルに対し、1 ドル 23 セントであった。

59 Canada, *House of Commons Debates*, vol. 129, no. 383, 2nd Session, 33rd Parliament, Thursday 22 September 1988, 19500.

60 *Maclean's*, 3 October 1988, 13. グラフ参照。

61 *Toronto Star*, 30 January 1986.

62 *Nikkei Voice* 2, no. 5 (October 1988).

63 Omatsu, 161.